

# 介護保険料の決まり方・納め方

## ● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

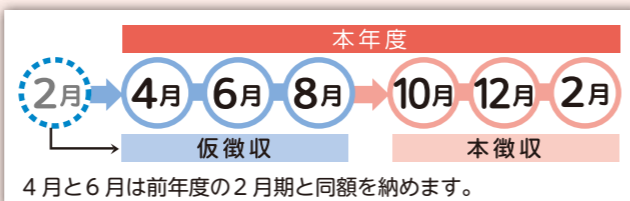
65歳以上になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。納め方は受給している年金\*の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

\*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額 **18万円以上**の方 → 年金から **【天引き】**になります

● 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。

保険料は、市民税の課税状況が確定する6月以降に決定します。そのため、4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。



● 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から1年後に介護保険料が天引きになります。それまでは、納付書または口座振替で納めます。

特別徴収

**!** こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

年金が年額 **18万円未満**の方 → **【納付書】** または **【口座振替】** で納めます

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 松阪市から納付書が送付されますので、取扱金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

口座振替が便利ね

手続き

- 1 介護保険料の**納入通知書**、**通帳**、**印かん(通帳届出印)**を用意します。
- 2 松阪市または取扱金融機関で「**口座振替申請書**」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月末納期分からになります。  
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

普通徴収

## 介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



納期限を過ぎると

督促が行われます。**督促手数料や延滞金が徴収**される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用は**いったん全額を自己負担**します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用は**いったん全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなったりします。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は松阪市介護保険課に相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。

## ● 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

決まり方

納め方

**国民健康保険に加入している方**

世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。  
※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。

**職場の健康保険に加入している方**

加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

介護保険料の決まり方・納め方